

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人こども女性ネット東海

団体代表者 役職・氏名

代表理事 秋山則子

分類

法人番号

団体コード

申請団体の住所

愛知県名古屋市中区平安1丁目9番2号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般社団法人こども女性ネット東海	代表理事 秋山則子	幹事団体
公益社団法人日本サードセクター経営者協会	代表理事 田島誠一	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について（通常枠のみ該当）
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体				
資金分配団体	事業名(主)	多様に配慮できる任意の小規模避難所開設支援とネットワークづくり			
	事業名(副)	子どもと女性目線で全員参加型の災害対応			
	団体名	一般社団法人子ども女性ネット東海	コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1	④災害支援事業				
事業の種類2	防災・減災支援				
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="checkbox"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="checkbox"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	災害対応において地域防災力の向上は欠かせない。現状地域防災においては、圧倒的に男性中心の活動となっている。災害時声を上げにくい妊婦・子ども・女性の命を守るために、男性目線だけでなく、子どもと女性目線がより主体的に活動し安心をつくる活動である。災害発災後の避難所運営や復旧・復興期の様々な課題を女性が主体的に解決していくことができる。平常時だけでなく災害時のジェンダー平等を推進するものである。
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	女性が地域で、より主体的に活動することにより、地域の伝統的な組織からの信頼を得て、地域防災の意思決定の場に参画していく。

11.住み続けられるまちづくりを	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	南海トラフ発災が想定される東海地域において、間接死を減らし、安全だけでなく、安心な避難生活をおくることができるようにする。地域で任意の小規模避難所開設の準備をしていくことは、その小規模避難所を中心とし地域住民が自分事として避難生活のことを考え、災害発災後の新たな地域づくりにも参画していくことになる。
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	178/200字
<p>緊急時・災害時声を上げにくい妊婦・乳幼児・子ども・女性の声を聴き、日ごろより防災・減災の啓発活動等「たすかる」活動を行う。また、被災地も含め災害発災後の「たすける」活動を行う。</p> <p>子どもの権利を保障し、子どもと女性の人材育成に努め、子どもと女性の主体的な参画と多様で多彩な主体者による連携・協力により、新たな地域のコミュニティを醸成していくことを目的とする。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	285/200字
<p>1. 日頃から子どもの権利を保障し、子ども・女性分野で、利益重視の経営でなく、質の高い社会的価値を創出する事業者の人材養成やNPO等の起業支援・経営支援を行う。</p> <p>2. 日頃より、女性が地域とのつながりを強くし、自ら進んで活動し、いざという時にその力を発揮できるように、地域を変え、地域の防災力を向上させる本気の人材発掘、育成支援を行う。</p> <p>3. 保育園・放課後児童クラブ・子育て支援拠点事業施設・放課後児童ディサービス、発達障害のこどもの居場所・子ども食堂・NPO法人事務所等を活用し、子どもや女性に安全だけでなく、安心な任意の避難所開設のためのネットワークづくりを行う。</p>	

II.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	愛知県、三重県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	任意の小規模避難所を開設した場合の、その施設の日頃の利用者、近隣の地域の方、利用者や近隣のかたとつながりのある方					(人数)	50人（避難所への避難が想定される方）×8団体＝400人 200人（近隣の在宅避難・車中泊の方）×8団体＝1,600人	
最終受益者	愛知県、三重県において災害が発災した場合の配慮対象者					(人数)	高齢者（愛知県178万人、三重県53万人） 障がい者（愛知県40万人、三重県10万3000人） 子ども0歳から4歳（愛知県28.4万人、三重県5.9万人） 5歳から9歳（愛知県32.8万人、三重県7万人） 妊婦（愛知4.3万人、三重県9100人）※推定（昨年度出生数×5/6）	

事業概要	<p>福祉避難所は一般の避難所では生活が困難な多様な配慮対象者を受け入れる必要があり、開設のハードルが高い。そこで、日頃からのコミュニティを活用する。コミュニティとは「場」だけではなく、発達障害のこどもと親のコミュニティ、乳幼児と親のコミュニティ、外国人等のコミュニティ等がある。そこには平時よりケアできるスタッフや日頃から見守っている地域の人の存在がある。NPO等の拠点、さらには企業、行政が所有する施設等と地域のマンパワーを連結させ、日頃の利用者プラスその家族や知人、近隣の人を受け入れることができる多様性に配慮できる任意の小規模避難所として開設できるように支援する。福祉避難所開設よりハードルが下がる。不安を払拭するため、避難所の質をあげるために1. 日頃から地域との連携をとる。地域で活動する民生委員、児童委員、NPOやボランティア、社会福祉協議会等と連携する。2. 指定避難所や福祉避難所と連携する。3. 行政との良好な関係をつくる。当法人は現在4つの基礎自治体と平時と災害時の協定を締結している。現在先駆的に活動している任意の小規模避難所開設準備をしているNPOは、すでに行政が備蓄などの提供支援もしている。任意の小規模多機能避難所の運営ができるようリーダーおよび運営スタッフの人材養成、地域を巻き込んだ開設訓練、看護師・保育士などの派遣、救援物資を届ける仕組みづくりも行っていく。</p>
592/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	989/1000字
<p>南海トラフ大地震は、今後30年以内に発生する確率を「60～90%程度以上」に見直された。いつ防災してもおかしくない状況である。巨大台風、豪雨災害などの危険性も増している。災害関連死においては、東日本大震災: 3,802人（1都9県合計、2024年3月31日時点）阪神・淡路大震災: 921人熊本地震: 223人能登半島地震: 451人（2025年10月）西日本豪雨: 83人建物倒壊などで亡くなる「直接死」の数を上回る関連死が発生している。長引く避難生活における疲労やストレスにより体調を崩しやすい傾向がある。また大勢の避難生活の体制の中で「我慢」することが多く、自分の体調やストレスを口にするできない。災害関連死を防ぐためには、避難所での環境整備や精神的なケアなど様々な対策が必要となる。地域住民の災害時対応力が減退し先細っている。基礎自治体は行政改革による職員の現象と災害の多発で財政の面でも人員の面でも困難。新たな仕組みでの地域防災力の向上は必須である。指定避難所の多くは学校の体育館であり、多様性に配慮することは極めて困難である。災害救助法が改正となり、避難所の一人当たりの面積基準は「最低3.5平方メートル」が目安とされその確保は困難である。福祉避難所は一般の避難所では生活が困難な、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者など、特別な配慮を必要とする人など、多様な被災者への専門性が必要となり、開設のハードルが高い。避難生活において大切なことは寝ること食べるだけでなく、コミュニティである。NPO等福祉サービスを提供している事業体は、介護士、保育士などが流出する可能性もあり事業再開が困難となる。BCPと連動し、任意の小規模避難所を運営しながら事業の再開をしていく工夫が解決策のひとつである。指定避難所とは別の自主避難所が熊本地震では、700ヶ所（こども女性ネット東海調査）能登半島地震においては、被災した13の市と町では1月21日の時点で避難所が327か所のうち「自主避難所」は175か所と半数以上に登った。（石川県調査）「自主避難所」は行政が想定していない場所に設けられることもあるため、目が届きにくい。日頃から任意の小規模避難所（自主避難所）の開設準備を行い、何度も開設訓練を行い、指定避難所や行政と連携体制をつくっていくことが必要である。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	193/200字
<p>改正災害対策基本法及び改正災害救助法が成立した。主な改正点は1. 救助活動の種類として「福祉サービスの提供」を加え、在宅や車中泊の被災者の方々を含め、高齢者、障害者等への要配慮者への支援が更に充実を図ることとしている。福祉サービスの提供が法律に明記され基礎自治体は福祉避難所の数を増やす努力はするも、その施設の人材不足などにより、確保できていない状態である。2. 官民連携が位置づけられた。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
<p>2022年から2025年まで休眠預金事業として、女性防災リーダー育成事業を実施し60名の修了生が地域と連携し活動している。修了生に対し、任意の小規模避難所開設について調査したところ、51名中35名が開設をしたいと答えた。避難所運営リーダー養成、避難所開設訓練や、難所体験訓練等を自主事業で行う。4つの自治体と平時・災害時の協定を締結した。1年間で24回能登半島支援にいき自主避難所の支援をおこなった。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
<p>本プロジェクトに対するNPO等のシーズが顕在化してきている。実行団体の互いの学びとこれまでの知見の経験交流と実践がさらなるアクションにつながる。NPO等利用者の災害発災後の安心をつくり、命をどのように守ればよいのか不安があり、実行団体が自ら「動く」ことは地域の民間の力の醸成となる。中央から地方へ、行政主導ではなく、NPOなどが自律的に活動する、それを地域が応援することが地域の防災力の向上となる。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
平時より、自治体内で任意の小規模避難所のネットワークができ、行政や地域住民、テーマ型のNPO等と伝統的なNPO等が連携・協力し、知恵を出し合い、互いに助け合うことで、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人など、特別な配慮を必要とする人等が、災害発災後、食と寝る場所の提供を受けるだけでなく、安心な避難生活をおくり、できるだけ早く日常を取り戻すことができている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
女性が主体となりNPO等のリーダーやスタッフが必要性を理解するとともに日頃の専門性を活かして避難所を運営する知識や行動力を身に着け開設の不安が解消されている。		1 任意の小規模避難所開設の必要性を理解している役員、スタッフ、関係者の割合 2 任意の小規模避難所を開設することへの不安が解消されている役員、スタッフ、関係者の割合 2 不安の解消になった要因		1. 3割 2. 3割 3. 0			1. 8割 2. 8割 3. 20事例
任意の小規模避難所としての施設の安全性の確保でき、必要な備蓄等が整備されている。		備蓄チェックリスト100の内受け入れ避難者を考慮した備蓄チェックリストによる割合		2割			8割
任意の小規模避難所同士がつながり、もしくはつなげる協議体ができ、地域住民や指定避難所、行政との連携ができている。		1. 自治体内での勉強会やセミナーに参加したNPO等の数 2. 自治体内での任意の小規模避難所開設準備をしたいNPOの数		1. 0 2. 0			1. 30 2. 3
任意の小規模避難所の必要性を地域住民や企業、行政が理解し具体的な応援をしている。		具体的な支援メニュー数		0			4

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
任意の小規模避難所を支援する保健師、看護師、保育士、助産師、社会福祉士、臨床心理士等専門家とのネットワークができている。		保健師、看護師、保育士、助産師、社会福祉士、臨床心理士等専門家の登録数		20			80

任意の小規模避難所に救援物資を届けるバイクボランティアの体制ができています。		バイクボランティアの登録数	10		30
任意の小規模避難所開設のための手引書をつくるハンドブックの改訂版とBCP計画のひな型ができています。		改訂した任意の小規模避難所開設のための手引書をつくるハンドブックの改訂版 BCPのひな型	0		2
実行団体が行政と協定を締結したり、協力関係ができています。 実行団体が地域の伝統的なNPOやテーマ型のNPOと連携ができています		1. 行政との協定ができた実行団体数 2. 行政との協力関係が構築できた実行団体数 3. 伝統的NPOやテーマ型NPOと協力して行った、会議、セミナー等の開催数 4. 上記参加者数	1. 0 2. 0 3. 0 4. 0		1. 2 2. 6 3. 3回×8団体 4. 3回×10人×8団体
実行団体が社会から信頼されるために、実行団体の規模にあった、ガバナンス・コンプライアンス体制が構築されている。		1. 作成した規定数 2. 規定類策定にかかわった関係者数	1. 初期値は調査 2. 0		1. 必要な規定整備 2. 3回×5人×8団体
休眠預金助成期間終了後も、いざというときに任意の小規模避難所が開設できるように、スタッフが確保でき、組織の基盤が強化から持続可能な収益構造ができています。		実行性の高い出口戦略の数	0		8

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
任意の小規模避難所は、公的な避難所と連携しつつも、より地域密着型で災害時における重要な役割を担う。平時の利用者を中心に、実行団体が所有する建物の広さなどを鑑み、利用者のほかにどのような配慮対象者の被災者をどれだけ受け入れるのか想定する。実行団体が活動する自治体の避難所マニュアルと子ども女性ネット東海が作成した備蓄リスト等を参考に講師を招いて備蓄リストを作成する。また建物の診断は専門家をお願いする。		200/200字
女性特有の授乳のこと、女性の身体のこと、性犯罪のこと等の相談ができるようにし、女性が安心して生活できる環境整備を提案し行動できるようにする。物資の配布も女性のニーズの合わせた配布を行う。女性がお手伝いでなく主体的に判断し行動する必要性やその具体例についての勉強会やセミナーを開催する。子どもをボランティアと扱うのではなく、子どもの声を聴き子どもが避難所運営に主体的にかかわることができるようにする。		199/200字

福祉サービスを提供しているNPO等が災害発災後事業を再開するときの課題はライフラインの回復だけではない。スタッフの確保である。今は利用者を自宅に戻すことを目標としているが、利用者の安全のために施設に留まる可能性もある。任意の小規模避難所を開設しながら被災者の自立と生活支援を行い、事業再開につなげるBCPの作成支援を行う。そのことによりNPO等の関係者が任意の小規模避難所開設準備の理解度が深まる。	199/200字
現在の地域の防災訓練は定型化され、参加者も毎年同じ顔ぶれで若い人が少ない。こどもと女性目線で全員参加型の避難所開設訓練を行う。訓練は定型的な訓練をきまり通り実践するのではなく、NPO等の役員、スタッフ、関係者、さらには地域の人を巻き込み実施する。こどもの参加も促す。実施することで見えてきた課題をさらに参加者で振り返り考え、これを繰り返す、オリジナルのマニュアル作成につなげる。	188/200字
実行団体が任意の小規模避難所を拠点として、地域の伝統的NPOやテーマ型のNPOを声をかけ、行政には後援や協力など協働を申し入れ、セミナーやワークショップを行う。実行団体のこれまでのネットワークや今後つながりたい講師等をお招きして、新たなつながりを作りながら開催をする。	134/200字
実行団体が避難所開設訓練や勉強会を繰り返し、当法人が作成した任意の小規模避難所開設のためのハンドブックを参考に、避難所運営の基本方針を考え、受け入れ被災者を想定し、オリジナルのマニュアルをつくる。また、ファーストミッションボックスは、最初に避難所にきた被災者の行動を示したものであるが、任意の小規模非案所は運営する側のスタッフが事前に想定されるので、それをイメージして改訂する。	189/200字
実行団体が任意の小規模避難所の意義や開設のための準備の様子等を動画を作成し、YouTubeやHP等で紹介し、地域や企業、行政等に広く発信する。多くの方に興味・関心をもって頂く。動画作成はできるだけ、地域の関係者と協力して行う。	112/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期
任意の小規模避難所の運営者の負担感を軽減するために、任意の小規模避難所を支援する保健師、看護師、保育士、助産師、社会福祉士、臨床心理士等専門家とのネットワークをつくる。すでに能登支援を行うことで20名の登録がある。今後日本福祉大学や助産師会と連携しネットワークづくりを行う。	137/200字
任意の小規模避難所は高齢者、障害者、妊婦、乳幼児とその親、外国人など多様な被災者を受け入れる。必要な救援物資は大規模避難所ほど量は必要でないと思われるが、必要な時に必要なものをできるだけ早く届ける必要がある。救援物資を届けるバイクボランティアは現在10名であるが、さらに募集し、任意の小規模避難所の担当者をきめ、研修や実際に訓練も行う。	169/200字
こどもと任意の小規模避難所開設のための手引書をつくるためのハンドブックが2023年に作成してある。その改訂版とBCP計画のひな型を作成し、実行団体に提供する。その前に実行団体に任意の小規模避難所開設における、不安や課題などのグループインタビューを行う。	126/200字
実行団体が任意の小規模避難所開設のイメージがもてるように、被災地で自主避難所を開設した施設の見学や避難所運営を行った人の話を聞く機会を設ける。実行団体の関係者が被災地の避難所の様子を捉えるために大規模被災地への視察研修を行う。	113/200字
実行団体が行政や地域とつながりをつくることができるように、これまで行政や地域との信頼関係ができていた当法人の理事やPOが関係づくりの支援を行う。提案書類の作り方、批判や要望陳情でなく、NPO側の姿勢を事前に説明し県とNPOのルールブック（愛知県）のNPOの姿勢などを理解し、「協働」の意味や姿勢をOJTで理解して頂く。地域とは地縁的な組織のリーダーと繋ぐ。	178/200字
実行団体が社会から信頼されるために、実行団体の規模にあった、規定類の作成支援を行う。理事会と事務局との分離、決定と実施の分離の必要性についても研修プログラムの中にいれ、関係の健全性等の支援を行う。	100/200字
本プロジェクトにおいて、いざというときに任意の小規模避難所が開設できるようなスタッフの研修、モチベーションの維持のための交流会等などを行う。なおこども女性ネット東海は休眠預金事業終了後も研修会や交流会を開催する。各基礎自治体単位でもグループができるように支援していく。	134/200字
実行団体で、任意の小規模避難所のセミナーや避難所開設訓練を行うときは、できるだけ行政や地域で活動するNPOが参加できるように支援する。実効団体が3年間で3回から5回程度繰り返し開催し、行政やNPO等とのかかけいづくりをおこなっていく。必要に応じ、ネットワークの組織づくりも支援していく。	143/200字

<p>任意の小規模避難所が開設できるように、法人が持続可能な収構造をもつことができるような出口戦略作成支援を行う。同時にJACEVOがイギリスのACEVOより著作権を買い取り冊子にしたフルコストリカバリー（無料で配布）の考え方、回収についても支援する。</p>		123/200字
<p>任意の小規模避難所の開設のポイント、活動を紹介する冊子を作成し、配布する。そのために実行団体の避難所開設訓練や研修、地域や行政との関係構築について記録をとる。愛知県では避難所の環境改善に有効な民間との連携プロジェクトであることを全市町村に案内いただいている。東海3県すべての基礎自治体に配布し、休眠預金事業期間終了後も、南海トラフ大地震発災が心配される東海地域の基礎自治体に配布する。</p>		192/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>これまで防災減災の活動を行っている実績があり新聞やテレビ番組に多数紹介されている。2025年自主事業で実施している女性防災リーダー育成事業第3クールでは、NHKが第1・第2クールの修了生の活動追跡調査とともに第3クールの修了生の受講の様子、大規模被災地の視察の様子を取材し、地域でどのような活動につながるかの番組作成を予定している。キックオフフォーラムなどを開催し、その様子と募集を記事にしてもらう。</p>	200/200字
<p>連携・対話戦略</p>	<p>これまでも防災関係の専門家をセミナー等に招き繋がりがある。第1クール・第2クール修了生60名やエリヤマネージャー13名が行政や地域と積極的に連携をとっている。任意の小規模避難所の必要性などを愛知県や三重県、各自治体等でセミナーを開催し、行政や企業、地域との繋がりをつくっていく。</p>	139/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

<p>資金分配団体</p>	<p>本プロジェクトで任意の小規模避難所開設の準備ができた実行団体を広く紹介し、さらに地域でその数を増やしていくために、定期的なクラウドファンด์を行い、任意の小規模避難所を開設したいNPO等の支援を行う。愛知県においては任意の小規模避難所の必要性や、すでに開設の準備をしているNPOの紹介を、基礎自治体にとって有効情報であることから、愛知県防災部局課長会議で紹介させて頂いた。2つの市町村から会議後に個別相談があった。今後各基礎自治体に提言活動を行っていく。また昨年の地域防災グランプリでは企業からの協賛を得られた。今後はさらにトヨタグループ、ブラザー等協賛企業への提言活動も行っていく。災害救助法改正の行方を見据え任意の小規模避難所への支援について引き続き調査し、実行団体に提供していく。</p>	344/400字
<p>実行団体</p>	<p>任意の小規模避難所開設準備ができれば、当該基礎自治体と連携し、セミナーや勉強会、拠点を活用した避難所体験などを行い地域や企業のかたに案内して継続して関係性をつくっていく。公益社団法人日本非常食機構やフードバンクに登録し、セミナー開催のためや備蓄などの防災食や非常食は確保する。避難所体験や地域や学校などへの避難生活のための備えのなどの講師派遣事業で、講師の謝金を受けたり、防災の物販を販売したり、及びスポンサーをみつけたりして、ファン드를確保する。</p>	224/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	886/800字
<こども女性ネット東海>	
2019年	佐賀集中豪雨における被災者を支援するNPOへの活動支援金の提供
2020年、2021年	防災食セミナー各年4か所で開催。ペットボトルピザづくり、ポリ袋クッキング等を実施。 (成果)開催場所の自治体や学校、NPO、地域との関係づくり、防災食セミナーの講師人材育成、ノウハウ蓄積ができた。
2022年	任意の小規模避難所開設のためのハンドブック作成と配布 (成果)愛知県、三重県で活動するNPOとのつながりができた。理事、エリヤマネージャーが専門性を蓄積することができた。
	こどもと女性に安心な任意の小規模避難所避難所リーダー養成講座 46名修了
	(成果)任意の小規模避難所開設希望団体が21になった。
	任意の小規模避難所開設予定施設3か所で避難所開設訓練、避難所体験を行った。
2022年から2025年休眠預金事業	女性防災リーダー育成事業 修了生60名、
	(成果)自治体との平時災害時の協定締結4自治体、リーダーズによるチームが7チーム誕生
2024年	能登半島地震被災地支援、1年間支援回数21回、女性防災リーダー受講生のうち21名が被災地の避難所運営支援を行った。 看護師、助産師、保健師、社会福祉士等のネットワークができた。
<日本サードセクター経営者協会>	
1012年	復興支援型地域社会雇用創造事業 被災者の起業支援を行った。 (成果)63社起業、こどもの居場所、高齢者の居場所をつくった起業家 3社)
2016年	熊本地震において、自主避難所を開設している保育園に「保育士派遣プロジェクト」を実施した。 被災者を支援するNPOの交流会等を行った。

(2)申請事業に関する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	415/800字
<p>◆愛知県放課後児童支援員キャリアアップ研修（2020年度～2024年 3899名受講）災害時・緊急時に関するアンケート調査実施。</p> <p>◆女性防災リーダー育成事業（2022年9月～2025年3月 60名）受講生の意識変化調査、任意の小規模避難所開設に関する意向調査 基礎自治体担当者のヒヤリング調査</p> <p>◆名古屋市飯田学区連絡協議会・名古屋市北区役所・こども女性ネット東海共催、岡崎市愛知学泉大学・岡崎市・こども女性ネット東海の共催でこどもと女性目線の避難所開設訓練実施。 参加者へのアンケート調査</p> <p>◆犬山市、春日井市、岡崎市、碧南市と平時・災害時の防災・減災の活動に関する協定を締結している。</p> <p>◆女性防災リーダー育成事業の修了生に対しチームの構築、行政や地域との関係づくり等の伴走支援を行い今も継続している。</p> <p>◆熊本地震、能登半島地震において、自主避難所を開設したNPO等の視察と運営を行ったリーダーを講師にお招きしての研修会の実施</p>	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	8～10	
(2)実行団体のイメージ	団体の成長段階に応じて、宿泊型、日中の居場所型が考えられる。保育園、放課後児童サービス、放課後児童クラブ、こども食堂、フリースクール、こどもの居場所、高齢者のサービス、障がい者の就労支援等を実施していて、ある程度自由度の高いスペースを所有しているNPO等、企業や自治体の施設の活用ができていないNPO等	157/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1000万～2000万	11/200字
(4)案件発掘の工夫	これまでのフォーラム、セミナー、勉強会参加者への告知。NPOセンターや自治体からの告知。新聞等にニュースリリースを行う。（中日新聞、読売新聞にはすでにその取り組みをはじめの記事は掲載してもらっている。）公募前に任意の小規模避難所の事前セミナー3回開催し、関心層に案内する。個別相談会を開催する。	149/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<p>実施体制 事業統括：寺部直子(CWNT)、事業責任者：[REDACTED] PO [REDACTED]、寺部直子（三河CWNT）、[REDACTED] 秋山則子（三重CWNT行政との関係）[REDACTED] [REDACTED] 藤岡喜美子（JACEVO行政・地域との関係） 評価体制：藤岡喜美子(JACEVO)、名古屋大学名誉教授後房雄（JACEVO）[REDACTED] 経理体制：JACEVO 小西由美枝、[REDACTED] CWNT 猪飼由美子、[REDACTED] アドバイザー：[REDACTED]</p>				390/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	5	新規採用人数 (予定も含む)	4 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)	
		既存PO人数	3 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	活動支援団体が採択された場合は兼務予定あり

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>以下の4名により本事業の評価委員会を構成し、事業の実施・運営と評価・監督とを人的に分離した管理体制を構築します。</p> <p>██████████ 後房雄（名古屋大学名誉教授）██████████、██████████</p> <p>評価委員会は、支援対象団体の選考結果（審査・選考基準は事前に公開）と契約内容の承認、事業の事前評価・中間評価・事後評価を行う他、半年ごとに本事業の実施責任者からの事業報告を受け（ガバナンス面・コンプライアンス面を含む）事業の実施・運営全般にわたる評価・監督を行う。</p>	274/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり	

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2025/03/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	多様性に配慮できる任意の小規模避難所開設支援とネットワークづくり
	団体名	一般社団法人こども女性ネット東海

	助成金
事業費	150,539,475
実行団体への助成	128,000,000
管理的経費	22,539,475
プログラムオフィサー関連経費	24,602,000
評価関連経費	13,838,880
資金分配団体用	7,438,880
実行団体用	6,400,000
合計	188,980,355

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	609,175	50,310,100	50,310,100	49,310,100	150,539,475
実行団体への助成		43,000,000	43,000,000	42,000,000	128,000,000
-					
管理的経費	609,175	7,310,100	7,310,100	7,310,100	22,539,475

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	602,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,602,000
プログラム・オフィサー人件費等	365,000	4,992,000	4,992,000	4,992,000	15,341,000
その他経費	237,000	3,008,000	3,008,000	3,008,000	9,261,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	4,722,960	4,582,960	4,532,960	13,838,880
資金分配団体用	0	2,572,960	2,432,960	2,432,960	7,438,880
実行団体用		2,150,000	2,150,000	2,100,000	6,400,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	1,211,175	63,033,060	62,893,060	61,843,060	188,980,355

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人 こども女性ネット東海		
郵便番号	462-0819		
都道府県	愛知県		
市区町村	名古屋市		
番地等	北区平安一丁目9番22号		
電話番号	052-919-0200		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://cwnt.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2017/12/13		
法人格取得年月日	2020/11/06		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アキヤマノリコ
	氏名	秋山則子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	トミタマサミ
	氏名	富田正美
	役職	代表理事

(3) 役員

役員数 [人]	11
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	4	
常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	2
	無給 [人]	
	非常勤職員・従業員数 [人]	2
	有給 [人]	2
	無給 [人]	
事務局体制の備考		

(5)会員

団体会員数 [団体数]	10
団体会員 [団体数]	10
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	145
ボランティア人数(前年度実績) [人]	100
個人正会員 [人]	10
個人その他会員 [人]	35

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会		
郵便番号	143-0016		
都道府県	東京都		
市区町村	大田区大森北二丁目		
番地等	3番15号下川ビル4階パシオンTOKYO内		
電話番号	03-3768-6000		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://jacevo.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2009/09/01		
法人格取得年月日	2009/12/28		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タジマセイイチ
	氏名	田島誠一
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ウシロフサオ
	氏名	後房雄
	役職	代表理事

(3) 役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5	
常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	3
	無給 [人]	
	非常勤職員・従業員数 [人]	2
	有給 [人]	2
	無給 [人]	
事務局体制の備考		

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	46
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	37
個人その他会員 [人]	9

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	2010年～2011年、内閣府地域社会雇用創造事業 起業支援金交付 147社（交付額：263,000,000円） 2012年 復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 63社（交付額：157,500,000円） 2020年 休眠預金 新型コロナウイルス対応支援助成事業 12社（交付額25,500,000円） 2022年 休眠預金 通常枠 6社（交付額136,932,025円）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
----------------------	--

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	多様性に配慮できる任意の小規模避難所開設支援とネットワークづくり
団体名:	一般社団法人子ども女性ネット東海
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	16条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	17条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	16条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	17条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	15条	
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	20条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	23条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	25条、26条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	25条、26条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	36条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	37条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	36条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	37条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	35条	
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	40条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	43条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規定	第7条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	27条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	28条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款 役員報酬等及び費用に関する規程	31条 3条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬等及び費用に関する規程	4条、5条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	25条、48条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	9条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条、第5条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条、第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第8条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第7条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第5条、6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第3条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第4条、第5条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	第5条、第7条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第11条、第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第7条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	多様性に配慮できる任意の小規模避難所開設支援とネットワークづくり
団体名:	公益社団法人日本サードセクター経営者協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	15条	
(2)招集権者			定款	16条	
(3)招集理由			定款	15条	
(4)招集手続			定款	16条	
(5)決議事項			定款	14条	
(6)決議(過半数か3分の2か)			定款	19条	
(7)議事録の作成			定款	22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除外した上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会運営規定	4条(1)	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること			理事会運営規定	4条(2)	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)	
(2)招集権者			定款、理事会運営規程	36条1項(定款) 5条(理事会運営規程)	
(3)招集理由			定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)	
(4)招集手続			定款、理事会運営規程	36条3. 4. 5項(定款) 6条(理事会運営規程)	
(5)決議事項			定款、理事会運営規程	34条(定款) 16条(理事会運営規程)	
(6)決議(過半数か3分の2か)			定款、理事会運営規程	39条(定款) 8条(理事会運営規程)	
(7)議事録の作成			定款、理事会運営規程	42条(定款) 13条(理事会運営規程)	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除外した上で行う」という内容を含んでいること			理事会運営規程	8条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款、コンプライアンス規程	26条(定款) 4条(コンプライアンス規程)	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	27条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員の報酬等及び費用に関する規程	30条(定款) 3条、別表(役員のみ…)	
(2)報酬の支払い方法			役員報酬等及び費用に関する規程	5条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	25条(5)、51条(8)、53条(9)、54条(10)
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程、情報公開規程	8条(倫理規程) 情報公開規程全条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程、個人情報保護に関する基本方針、個人情報管理規程	9条(倫理規程) 個人情報保護…全条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	6条、7条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	6条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	6条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	1、4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款、事務局規程	56条 1条(事務局規程)
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	2条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	5条、6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	12条、13条、16条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	4条、6条、12条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	5条、7条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	15条、16条、17条、18条、19条、20条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	3条、10条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	6条、21条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	9条、11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章(16~19条)
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章(42~48条)